

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第58号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年6月13日（日） 09時30分ごろ	
発生場所	岩手県山田町山田湾 山田笠ヶ鼻灯台から真方位218° 200m付近 （概位 北緯39° 28.52′ 東経142° 00.57′）	
事故等調査の経過	平成22年7月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{アルファツ} ALFA II、4.47m	
船舶番号、船舶所有者等	210-44613岩手、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、山田湾内で養殖施設のブイに係留して釣り中、潮流により養殖施設の漁網が本船の下に圧流されてきたので場所を移動しようとして機関を後進にかけたところ、推進器に漁網が絡まり、平成22年6月13日09時30分ごろ、航行不能となった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東 風速 約7.0m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	本船は、来援した海上保安部職員により絡んだ漁網が推進器から外された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、山田湾内で養殖施設のブイに係留して釣り中、潮流により養殖施設の漁網が本船の下に圧流されてきたので、場所を移動しようとして機関を後進にかけた際、推進器に養殖施設の漁網が絡まり、推進器が使用できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、山田湾内で養殖施設のブイに係留して釣り中、釣り場を移動しようとして機関を後進にかけた際、推進器に養殖施設の漁網が絡まったため、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。	